別表第六を次のように改める。

別表第六（第百三条の二関係）

無線局の区分	金額
航空機局又は船舶局	四百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの	四百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　航空機局若しくは船舶局又はこれらの無線局が使用する電波の周波数と同一の周波数の電波のみを使用するもの	四百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	九百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超え十五メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの	一万九千円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・五ワットを超えるもの	百七十九万四千八百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	千七百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの	一万九千円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が十五メガヘルツ以下のもの　空中線電力が〇・五ワットを超えるもの	六百五万四千七百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの　空中線電力が〇・〇五ワット以下のもの	三千八百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの　空中線電力が〇・〇五ワットを超え〇・五ワット以下のもの	一万九千円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　その他のもの　使用する電波の周波数の幅が三十メガヘルツを超えるもの　空中線電力が〇・五ワットを超えるもの	八百五万四千七百円
三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツ以下のもの	四百円
三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　使用する電波の周波数の幅が百メガヘルツを超えるもの	八万五千三百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	四百円

二　移動する無線局（三の項から五の項までに掲げる無線局を除く。）であつて、次に掲げる局以外の無線局

無線局の区分	金額
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	二千六百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	五千九百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの　設置場所が第一地域の区域内にあるもの	八万千四百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの　設置場所が第二地域の区域内にあるもの	四万四千四百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの　設置場所が第三地域の区域内にあるもの	一万四千七百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの　設置場所が第四地域の区域内にあるもの	七千五百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの　設置場所が第一地域の区域内にあるもの	二千六百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの　設置場所が第二地域の区域内にあるもの	一万九千円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの　設置場所が第三地域の区域内にあるもの	二千六百円
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワット以下のもの　使用する電波の周波数の幅が六メガヘルツを超えるものであつて、電波を発射しようとする場合において当該電波と周波数を同じくする電波を受信することにより一定の時間当該周波数の電波を発射しないことを確保する機能を有するもの　設置場所が第四地域の区域内にあるもの	二千六百円
三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	五千九百円
三千六百メガヘルツを超え六千メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　空中線電力が〇・〇一ワットを超えるもの	二千六百円
六千メガヘルツを超える周波数の電波を使用するもの	二千六百円

三　人工衛星局（八の項に掲げる無線局を除く。）

無線局の区分	金額
四百七十メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの	六百二十八万千三百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの　人工衛星（地球の赤道を含む平面上の同一形の軌道を地球の自転と同一方向に開設され同一周期で回るものを除く。）に開設されるもの（以下この項において「非静止衛星局」という。）であつて、その非静止衛星局の通信の相手方である無線局又は受信設備との間の通信を行うことにより当該非静止衛星局の通信の相手方、周波数及び空中線電力を同じくする他の非静止衛星局又は当該通信と同じ相手方である無線局が受信設備との間の通信を行うことができない位置にあるときは、当該通信を行うこと及び当該通信と同じ相手方である無線局が受信設備との間の通信を行うことを免れているもの	六十二万八千八百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツ以下のもの　その他のもの	六百二十八万八千三百円
四百七十メガヘルツを超え三千六百メガヘルツ以下の周波数の電波を使用するもの　使用する電波の周波数の幅が三メガヘルツを超えるもの	二億四千九百五十五万四千五百円